

伊勢原市立図書館雑誌スポンサー制度申込書兼同意書

年 月 日

伊勢原市長 殿

伊勢原市立図書館雑誌スポンサー制度について、次のとおり申し込みます。

提供希望雑誌名			
申込み者情報	法人名（名称）		
	業種など		
	住所（事業所所在地）		〒
	代表者住所		〒
	代表者	役職名	
		氏 名	
	担当者氏名		
	連絡先	電話番号	
		F A X	
		電子メール	
右の同意事項に 同意しますか。 はい ・ いいえ		(1)申込みに当たっては、伊勢原市広告事業実施要綱、伊勢原市広告掲載基準、伊勢原市立図書館雑誌スポンサー制度実施要領及び、伊勢原市暴力団排除条例及び神奈川県暴力団排除条例の規定を一読の上、同意し、その内容を遵守します。	
		(2)伊勢原市税の滞納はありません。 納税調査を行うことに同意します。	
		市記入欄 年 月 日 確認	

※同意事項(1)の内容については、図書館のホームページからも確認できます。

【添付資料】			
☐ 広告表示（案）	☐ 広告チラシ（案）	☐ その他（	

伊勢原市暴力団排除条例（抜粋）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団排除 暴力団員による不当な行為を防止し、及びこれにより事業活動又は市民活動に生じた不当な影響を排除することをいう。
- (略)
- (4) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
- (5) 暴力団経営支配法人等 法人でその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに暴力団員等に該当する者があるもの及び暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者をいう。

（市の契約事務における暴力団排除）

第7条 市は、公共工事の発注その他契約に関する事務の執行により暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないよう、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの（法人その他の団体にあっては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有するものをいう。）を当該事務の執行から排除するための必要な措置を講ずるものとする。

神奈川県暴力団排除条例（抜粋）

（利益供与等の禁止）

第23条 事業者は、その事業に関し、暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は暴力団経営支配法人等に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 暴力団の威力を利用する目的で、金銭、物品その他の財産上の利益を供与すること。
- (2) 暴力団の威力を利用したことに関し、金銭、物品その他の財産上の利益を供与すること。
- 2 事業者は、その事業に関し、次に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるおそれがあることを知りながら、暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は暴力団経営支配法人等に対して出資し、又は融資すること。
 - (2) 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるおそれがあることを知りながら、暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は暴力団経営支配法人等から出資又は融資を受けること。
 - (3) 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるおそれがあることを知りながら、暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は暴力団経営支配法人等に、その事業の全部又は一部を委託し、又は請け負わせること。
 - (4) 暴力団事務所の用に供されることが明らかな建築物の建築を請け負うこと。
 - (5) 正当な理由なく現に暴力団事務所の用に供されている建築物（現に暴力団事務所の用に供されている部分に限る。）の増築、改築又は修繕を請け負うこと。
 - (6) 儀式その他の暴力団の威力を示すための行事の用に供され、又は供されるおそれがあることを知りながら当該行事を行う場所を提供すること。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるおそれがあることを知りながら、暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は暴力団経営支配法人等に対して金銭、物品その他の財産上の利益を供与すること。

伊勢原市広告掲載基準（抜粋）

（規制業種又は事業者）

第5条 次の各号のいずれかに該当する業種又は事業者の広告は掲載しないものとする。

なお、広告掲載中において、これらに該当するに至った場合も同様とする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で風俗営業と規定されるもの及びこれに類するもの
- (2) 暴力団その他反社会的団体又はそれらに関連すると認めるに足る相当の理由のあるもの
- (3) たばこその他市民の健康上、好ましくないとと思われるもの
- (4) ギャンブル（公営競技及び宝くじを除く。）に係るもの
- (5) 法令等の定めのない医療類似行為を行うもの
- (6) 消費者金融に係るもの
- (7) 債権取立て、示談の引受け等を業とするもの
- (8) 利殖を目的とした投資・投機のあっせん、勧誘、募集等を行うもの
- (9) 占い、運勢判断に関するもの
- (10) 興信所・探偵事務所等
- (11) 各種法令に違反しているもの
- (12) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）でインターネット異性紹介事業と規定されるもの
- (13) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）で連鎖販売取引と規定されるもの
- (14) 規制対象となっていないものの、社会問題を起こしている業種や事業者
- (15) 民事再生法又は会社更生法による再生又は更生手続中のもの
- (16) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (17) 伊勢原市競争入札参加資格停止等措置要領に基づく指名停止措置を受けているもの
- (18) 本市の市税を滞納しているもの
- (19) その他広告として掲載することが不適当と認められるもの